

社会保障・税番号制度における情報連携の開始について

社会保障・税番号制度について、情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）を利用した情報連携を開始したので報告します。

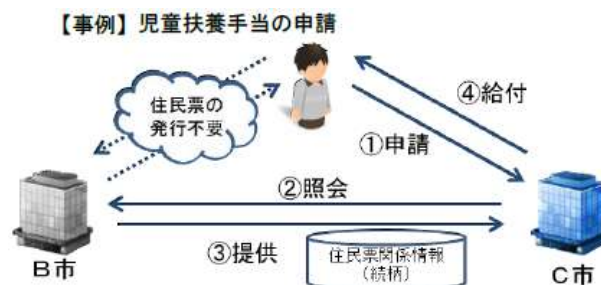
1 情報連携の開始期日

試行運用：2017年7月18日から本格運用まで
（本格運用は、2017年秋を予定）

2 情報連携の概要及び試行運用について

(1) 情報連携の概要

情報連携とは、行政機関が市民からの各種申請手続きを受ける際に、情報連携の対象となった情報に関して、市民が必要な書類を準備しなくても、申請を受けた行政機関が、直接、情報を保有する行政機関に情報照会し、情報提供を受けられるようにするための仕組みです。



引用：総務省「マイナンバー制度における情報連携について」

(2) 試行運用について

国から、本格運用の開始期日が明確に示されていませんが、それまでの間は、試行運用期間となっています。この期間においては、各種申請手続きをする市民から従来どおり添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の提出を受けたうえで、情報提供NWSを使用した情報照会を行い、本格運用の開始に向けて業務の習熟を図ります。

3 マイナポータルへの試行運用開始

行政機関が保有する情報連携の対象となった情報（自己情報表示）や、情報提供NWSを利用して行政機関同士で行った情報連携の記録（情報提供等記録の表示）を自分で確認できるマイナポータルへの試行運用が開始されました。